

磯子区青少年の地域活動拠点

運営団体募集要項

青少年の地域活動拠点づくり事業は、中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集える居場所づくりや、地域資源を活用した社会参加プログラムを行うことを目的とした事業です。磯子区青少年の地域活動拠点「イソカツ」は、平成29年度に開設されました。

前回の選定から5か年度が経過し、今年度をもって現在の運営団体による運営期間が満了するため、横浜市では、次期（令和4年度～8年度）運営法人を募集します。

※本事業の実施にあたっては、横浜市会における令和4年度予算の議決が必要となります。議決がなされない場合は事業を実施することができませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

1 青少年の地域活動拠点づくり事業の概要

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業とは

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を運営する団体に対し補助を行い、青少年の成長を支援します。

(2) 基本的な実施事業

青少年の地域活動拠点づくり事業の基本的な実施内容は、次のとおりとし、運営団体は、地域の支援や協力を得ながら実施します。（ア～エは必須事業）

ア 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供

イ 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供

ウ 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施

エ 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成

オ その他本市が必要と認める事業

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業の運営方法

青少年の地域活動拠点づくり事業は、事業を運営する団体へ補助する方法で実施しています。（横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日規則第139号））。

事業実施にあたっての基本的事項や役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を磯子区長と運営団体との間で締結します。

2 業務の基準

(1) 青少年の地域活動拠点づくり事業に係る基本事項

ア 実施日

原則として週3日以上

イ 休業日

次の日は、休業日とすることができます。また、この他にも本市と運営団体で協議した

うえで、必要と認めた場合は休業日とすることができます。

- (ア) 日曜日
- (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

ウ 実施時間

原則として午後3時から午後8時まで

【参考】 現行の実施状況

〈開館時間〉 火・木曜日：午後3時～午後8時 土曜日：午後1時～午後6時
〈休館日〉 月・水・金・日曜日、祝日、年末年始

エ 対象者

中・高校生世代の青少年を中心とし、多世代交流を促進することを目的として、その他の世代も対象とすることができます。

ただし、小学生や大人が利用者の大半を占める状況は好ましい状況ではありません。中・高校生世代の利用者数の増加に向けて、事業の企画や広報活動に努めてください。

オ 職員体制

中・高校生世代の青少年が安心して気軽に集える場所とするために、地域と連携した取組を展開していくことが可能なスタッフ体制としてください。

- (ア) 責任者（チーフ）を配置してください。
- (イ) 特に、常勤・非常勤の別や人数は指定しません。
- (ウ) 他の事業や団体事務局等からの兼務・応援等は差し支えありません。

カ 運営体制

- (ア) 保険の加入
運営団体側で、施設賠償責任保険に加入してください。

- (イ) 衛生管理
青少年が飲食等を扱う店舗経営を行う場合、衛生管理のための法令や条例・規則等を遵守し、適正な運営を行ってください。

(2) 運営団体が実施する事業

【全般：地域等との協力・連携する運営】

運営にあたっては、青少年自らの意見や提案を尊重するとともに、青少年育成に携わっている自治会町内会、青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども会、PTA、社会福祉協議会などの地域の団体や区役所、学校、地区センターなどと関係を構築し、ともに協力しながら、区全域での事業展開や提供回数の実施増加に取り組み、利用者の増加に努めてください。

多くの地域の方々には本事業への認知、理解を深めていただきながら、地域からの意見も反映した運営を行ってください。（例：地域の関係団体による運営委員会を開催など）

区域に1か所のみ設置されている拠点として、下記ア～オの事業を区内でどのように効果的かつ現実的に展開させていくか、という視点を意識しながら、運営を行ってください。

ア 中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供

運営団体は、中・高校生世代を中心とする青少年が気軽に集い、自由に活動できる場となる青少年の「居場所機能」を提供、運営します。居場所機能は、どのような青少年も利用することができ、また、自由に過ごすことができます。

また、青少年にとって家庭と学校以外に「自分が他者から認められる場所」と感じることができる、親でも学校の先生でもない第3の大人であるスタッフとの対話ができる「人」との「居場所機能」も重要です。

課題を抱える青少年の利用も想定されることから、青少年の悩みを受け止め、可能な範囲で、課題解決のための情報提供等にも努めます。

イ 中・高校生世代を中心とした青少年が、仲間や多世代と交流する機会の提供

青少年が仲間や多世代と交流する機会を提供します。

また、地域活動や文化活動等に関わっている大人と青少年が交流したり（例：音楽演奏指導、ダンス指導など）、地域の方や学生にボランティアとして居場所づくりに関わっていただいたりするなど、多世代交流機会の提供やきっかけづくりを実施します。

ウ 中・高校生世代を中心とした青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施

社会参加プログラムとして、青少年が家庭や学校で得られる経験以外で、社会人としての経験を得ることができる活動、又は、社会に向かって発信する活動を地域の方々の協力を得て実施します（例：ボランティア、就業体験、地域活動への参加、フリーペーパーの作成など）。

また、実施する場合は、チラシやHPを活用して周知を行い、周知内容は事前に本市に報告してください。

エ 青少年育成に取り組む地域団体・機関及び支援者との情報交流やネットワークづくり及び人材育成

地域全体で青少年を見守る環境づくりに取り組むため、地域活動拠点において、青少年の育成に関わる地域の様々な団体・機関・施設（例：青少年指導員、民生委員・児童委員、自治会町内会、地区センター、コミュニティハウス、社会福祉協議会、区役所）との交流や連携を構築するとともに、青少年の育成を見守る人材の育成を行います。

オ その他（保護者へのアプローチや磯子区の特性・課題を踏まえた事業の実施等）

保護者の理解も重要であると考えられるため、保護者向けの事業の企画や広報活動を行います。（例：中・高校生世代の保護者が集まり、悩みの共有や抱える問題の解決に向けたセミナーの開催など。）

また、磯子区の特性や課題を捉え、区役所と認識を一致させながら、地域に必要な取組事業を実施します。

※ア～エは必須事業です。

※各事業に必要な経費については、利用者、参加者に実費負担相当額を求めることができます。

(3) 管理運営に係る業務

運営団体は、光熱水費の支出、清掃業務、消耗品の交換、修繕業務など、実施場所の管理運営に関する業務を行います。

(4) 補助金交付に係る業務

本市補助金の申請・交付・確定に伴い、横浜市補助金等の交付に関する規則及び本事業補助金交付要綱に規定する業務を行います。

3 実施場所

実施場所として、下記の場所を予定しています。

所在地 横浜市磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階
(京浜東北・根岸線磯子駅から徒歩4分)

構造 鉄筋コンクリート造5階建
(現況) 2階の一部分：青少年の地域活動拠点(約165㎡)

※賃貸契約は本市と所有者が締結し、本市が賃借料を支出します。

※選定期間中に、他の実施場所に移転することが必要になった場合は、移転していただくことになります。

4 運営経費(補助金について)

本市は運営団体に対して、事業の実施に要する経費の一部を補助します。

補助金額については、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で交付します。

各応募書類を作成する際は、補助金額全体の上限を6,349千円(令和3年度予算額)と設定し、各費目については下記の<運営費費目について>の上限額以内としてください。

※補助については市会での議決が条件となります。(金額は予算状況等により、変動することがあります。)

申請書に記載する補助金額は、次のとおりとします。

$$(2) \text{補助金} = (5) \text{運営費} - (1) \text{団体の自主財源} - (3) \text{実費負担に係る収入} - (4) \text{その他収入}$$

<収入と支出一覧>

収入	(1)団体の自主財源	団体が自主的に支出する経費
	(2)補助金	本市が支払う補助金
	(3)実費負担に係る収入	利用負担、自主事業収入
	(4)その他収入	広告収入、協賛金など
支出	(5)運営費	人件費、事業費、広報費、修繕費、光熱水費、事務費等 (※実施場所の賃借料は本市が直接支出)

<運営費費目について>

項目	対象とする経費	上限額
1 人件費	運営スタッフ 交通費、社会保険料等を含む総人件費を対象とする。	3,850,000円
2 事業費	講師謝金、ボランティア謝金、交流事業等にかかる消耗品費・保険料など	1,000,000円
3 広報費	広報にかかる印刷製本費など	300,000円
4 修繕費	備品修繕費、施設修繕費など	300,000円
5 光熱水費・施設管理費等	光熱水費、清掃費、施設点検費用など	2,800,000円
6 その他経費	1から5に定めるものの他、区長が特に必要と認めるもの	
7 事務費	電話代、郵送代金、事務用品購入等の消耗品費など	1から6を合計した金額の10%を上限とする

5 申請団体の応募要件

申請団体の要件は、株式会社、特定非営利活動団体、公益団体、社会福祉団体、学校団体等のうち、次の各号にすべて該当する団体とします。個人での応募は認めません。

- (1) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- (6) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要がある場合、その手続きを行っていること。
- (7) 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続き中でないこと。
- (8) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）。
- (9) 本事業の実施にあたり、安定的に管理することの可能なノウハウ、実施体制、管理運営に不可欠な資格、経営基盤等が確保されていること。

6 公募選定に関する事項

(1) 運営団体選定の趣旨

民間事業者ならではの機動性・柔軟性やノウハウを生かして事業を進めていくため、申請の資格を満たす団体を広く公募し、応募のあった団体の中から、「青少年の地域活動拠点づくり事業」の運営を行う資質、能力を有し、適切な事業計画の提案のあった団体を選定します。

選定にあたっては、応募団体の提出する事業計画書の審査及び応募団体へのヒアリング等を通じて評価します。

(2) スケジュール

時期	手続き等
令和3年12月21日(火)～令和4年1月21日(金)	公募期間（申請の受付）
令和3年12月21日(火)～令和4年1月5日(水)	質問の受付
令和4年1月11日(火)	現地見学会
令和4年1月12日(水)	質問の回答
令和4年2月9日(水)(予定)	①選定にかかる検討会（書類選考、団体プレゼンテーション、ヒアリング） ②選定評価委員会
令和4年2月下旬～令和4年3月上旬	選定結果通知

(3) 公募手続きについて

ア 公募要項の配布

令和3年12月21日（火）～令和4年1月21日（金）までの間に、磯子区青少年育成ホームページからダウンロードしてください。

■ 磯子区青少年育成ホームページURL

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kosodate_kyoiku/ikusei/isogosenntei

イ 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、可能な限りご参加下さい。

※現地見学会への参加が現在の運営団体のみとなる場合は、開催しません。

(ア) 開催日時：令和4年1月11日（火）15時から16時まで

(イ) 場 所：磯子区青少年の地域活動拠点

（横浜市磯子区磯子3-4-23 浜田ビル2階）

(ウ) 参加人数：各団体3人以内とします。

(エ) 参加申込：参加希望の方は12月21日（火）から1月5日（水）17時までに出席する旨を参加申込書（別紙「様式Ⅲ - 1」）にご記入の上、磯子区役所地域振興課までE-mailにてお申し込み下さい。

(オ) 申込先：磯子区地域振興課

【E-mail】 is-chishin@city.yokohama.jp

件名は「参加申込：磯子区青少年の地域活動拠点現地見学会」と入力して下さい。

(カ) 注意事項

- ・当日は、公募要項は配付しませんので、磯子区青少年育成ホームページから資料を印刷のうえ、ご持参下さい。
- ・当日、社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を確認させていただきます。
- ・前述の「5 申請団体の応募要件」に該当しない団体は参加することができません。
- ・いかなる場合においても、事務室内の書類の撮影、記録はご遠慮下さいますようお願いいたします。
- ・当日の詳細については、後日、参加希望の団体にお知らせします。

ウ 質問の受付

公募要項等の内容に関する質問は、質問票（別紙「様式Ⅲ - 2」）により、受け付けます。電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

(ア) 受付期間：令和3年12月21日（火）から令和4年1月5日（水）17時まで

(イ) 提出方法：質問票を磯子区地域振興課までE-mailにて送付下さい。

(ウ) 提出先：磯子区地域振興課

【E-mail】 is-chishin@city.yokohama.jp

※件名は、「質問：磯子区青少年の地域活動拠点」と入力して下さい。

エ 質問の回答

質問に対する回答は、令和4年1月12日（水）までに、磯子区青少年育成ホームページへの掲載により回答します。質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしします。

■磯子区青少年育成ホームページ URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kosodate_kyoiku/ikusei/isogosennte

7 応募に関する事項

応募にあたっては、次の通り申請書類を提出してください。

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

※「Ⅰ 事業者の概要・財務状況等」はフラットファイル1冊にまとめてください

※「Ⅱ 事業運営に関する計画」は様式1～7を1部ずつフラットファイルにまとめ、15冊提出してください。

(2) 申請書類受付期間及び時間

令和3年12月21日（火）～令和4年1月21日（金）（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）

9時から12時まで及び13時から16時までの間受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況によりお待ちいただくことがありますので、必ず事前に「12 問合せ先」記載の担当者までご連絡いただき、日程調整の上、御来庁ください。

(3) 提出場所

横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎6階 地域振興課

(4) 追加書類の提出

(1)の提出書類のほかに、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(5) 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は応募団体に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめご承知おき下さい。上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて応募団体の負担とします。

(7) 資料の取扱

本市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(8) その他留意事項

ア 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 応募資格を有しないものや提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合、又は提出書類に虚偽の記載、記載事項の不備があった場合や審査の透明性、公平性を害する行為があった場合は、その応募は無効とします。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

運営団体の選定にあたっては、次の選定基準に基づき、応募団体の提出書類等について評価し、運営団体を選定します。

ア 事業の趣旨について理解し、実施要綱、選定要綱及び公募要項に沿った適切な事業提案を行い、かつその提案に基づいた運営が可能であると認められる団体であること。

イ 地域、区役所、学校等の支援や協力を得ながら、事業を効果的かつ効率的に展開することができる団体であること。

ウ 本市において青少年の健全育成及び若者の自立支援を目的とした事業に、連携・協力できる団体であること。

(2) 選定方法

ア 応募団体によるプレゼンテーション

応募団体から提案書に基づきプレゼンテーションを実施していただき、検討会委員及び選定評価委員会委員によるヒアリングを実施します。

イ 選定にかかる検討会

運営団体の選定にあたっては、市外部の委員で構成される検討会を設置し、意見を伺います。応募団体へのヒアリング後、各委員は意見書を作成します。

ウ 選定評価委員会

検討会開催後、本市職員で構成する選定評価委員会において、応募団体が提出した提案書及び検討会の各委員の意見書に基づき、採点を行います。評価は500点満点とし、最低基準を300点とします。選定評価基準及び評価項目については、磯子区青少年の地域活動拠点応募団体の選定評価基準を参照して下さい。

エ 運営団体の選定

選定評価委員会の採点結果を参考に、磯子区長が運営団体を選定します。

オ 選定結果通知

選定結果（選定又は非選定の結果）は、全応募団体に文書により通知します。通知の時期は、令和4年2月下旬～令和4年3月上旬を予定しています。

カ 選定結果公表

運営団体の選定後、応募団体の採点結果及び意見の概要については、磯子区青少年育成ホームページで公表します。

9 運営期間

運営期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。

この間、運営団体は会計年度ごとに補助金交付申請を行うことができます。

毎年度、交付申請書により事業目的及び内容の審査を行い、適正と認められる場合に補助金を交付します。

また、運営期間中に、運営団体が次の事項に該当し、運営団体として適当でないと認める場合には、運営団体の選定を取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- (1) 毎年度実施する業務実態調査及び事業評価の結果、運営団体として適当でないと認めるとき。

- (2) 事業運営にあたって本市との連携及び協力の姿勢がないとき。
- (3) 正当な理由なく、本市の指示に従わないとき。
- (4) 補助金の不正受給があったとき。
- (5) 事業実施中に利用者及び保護者等の信用を著しく失墜したとき。
- (6) 事業実施中に、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき。
- (7) その他運営団体として適当でないと市長が認めるとき。

10 運営団体選定後の諸注意

(1) 補助金交付申請書類の提出、協定の締結等

運営団体として選定された後は、補助金交付申請書類を提出していただきます。申請された事業計画及び補助申請額等について、横浜市が審査を行い、予算の範囲内で経費の一部を補助します。(令和4年4月以降に、各月の申請額を原則として概算払いにより交付します。)

また、事業実施にあたっては、協定書を作成していただきます。本協定は、令和4年4月1日に協定書を交換することによって確定するものとします。

(2) 愛称について

現在、磯子区青少年の地域活動拠点については、「イソカツ」という愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営団体（以下「新団体」という。）におかれても、引き続き使用し、運営を行っていただきます。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営団体（以下「現団体」という。）からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただく業務は、概ね次のとおりです。また、準備業務にかかる人件費等の費用は、新団体が負担するものとし、横浜市は負担しません。

ア 現団体からの引継ぎ業務

イ 磯子区地域振興課との連携・調整業務

(4) 実施場所の内装・設備について

実施場所は、現団体が内装・設備工事を施しています。この内装・設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現団体が運営団体でなくなった場合には、新団体に引き継ぎます。

(5) 備品類について

現団体が横浜市からの補助金により購入し、管理・使用している備品類は、新団体に引き継いで管理・使用していただきます。

(6) その他

運営団体は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の団体に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

11 個人情報の保護

事業実施にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号 最近改正平成30年横浜市条例第8号）及び個人情報取扱特記事項の規定に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、

滅失等の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

12 問合せ先

本要項の内容等について質問がある場合には、6(3)ウに従い、E-mailにより提出してください。その他のお問い合わせについては、下記あてにご連絡ください。

磯子区地域振興課 担当者：高橋、大沢

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

電話：045-750-2395 FAX：045-750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.jp